

業務量管理・健康確保措置実施計画 (ウェルビーイング向上のための取組指針Ⅱ) 概要 (案)

「教職員のいのちと健康を守り、すべてのこどもたちへのよりよい教育の実現」に向けて、今後5年間のめざす姿として、以下の3点を定める

○「働きがい」と「働きやすさ」を感じる職場

- 時間短縮や時間外勤務縮減の追求のみではなく、教職員が心身ともに健康で、「働きがい」と「働きやすさ」を両立できる職場

○ 自ら学び、こどもとともに成長し続ける教職員

- 「高度専門職」「学びの専門職」としての誇りと自覚をもち、絶えず研究と修養に努め、授業を磨き、人間性と創造性を高め、こどもとともに成長し続ける教職員

○ 社会全体でこどもを支え、笑顔があふれる学校園

- こどもを中心に、学校園・家庭・地域・関係機関等、すべての人が連携・協働し、社会全体でこどもを支え、育み、応援する、こどもの笑顔があふれる学校園

項目	現状値 (最新データ年度)	令和12年度末
○「児童生徒と向き合う時間がある」と答えた教員の割合	87% (令和7年度)	90%
○「勤務時間内に授業準備や教材研究をする時間がほとんどない」と答えた教員の割合	38% (令和7年度)	0%
○1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間	31時間8分 (令和6年度)	30時間以内
○1か月時間外在校等時間が80時間を超過した教員の数	548人 (令和6年度)	0人
○「私たちの職場では、お互いに理解し認め合っている」と答えた教職員の割合	82% (令和7年度)	90%
○学校協議会等において働き方改革を議題にしている学校園の割合	92% (令和7年度)	100%

①	授業・授業準備
②	生徒指導、保護者対応等
③	学校（園）運営
④	部活動
⑤	働きやすい環境の整備

授業・授業準備

現状

- 1日の勤務で最も長い業務であるが、約71%の教員が働きがいを感じている
- 職務経験の少ない教員が精神疾患による病気休暇の取得割合が高い

取組の方向性

専門職としてよりよい授業を行うため、支援スタッフの活用や中学校区単位の枠組みの活用等により、授業準備の工夫や職務経験の少ない教員の支援

取組

- 小学校における教科担任制の推進
- 教育課程編成の工夫・改善
- 教員業務支援員等の活用
- 初任者・職務経験が少ない教員の支援
- 教材の共有など授業準備の負担軽減

生徒指導、保護者対応等

現状

- 学校園が抱える様々な課題が複雑化・困難化している
- 学校園に対する過剰な苦情や不当な要求があった場合、対応に時間がかかり、負担に感じる教員が多い

取組の方向性

こどもと向き合える時間を確保するため、専門家や支援スタッフ等による支援体制の強化や過度な要求に対する学校園への伴走支援

取組

- SC・SSW・SLなど専門家による支援
- スペシャルサポートルームでの学習支援等を行うスタッフの配置
- 学校園への過剰な要求等に対する支援
- 生徒指導に関する資質能力向上に向けたサポート

学校（園）運営

現状

- 個人の意識改革は進んできたが、組織的な業務改善・働き方改革が進んでいると感じる教員の割合は約51%と低い

取組の方向性

学校（園）教育の質の向上のため、中学校区単位の枠組みを生かした取組、保護者・地域との協働やDX化の取組等、組織的な業務改善の推進

取組

- 校務に係るDX化の推進
- 学校園が処理する文書（調査等）の量の見直し・縮減
- 学校（園）行事の精選・重点化
- 事務職員の参画、支援スタッフ等との協働
- 保護者・地域との協働

部活動

現状

- 中学校教員の時間外在校等時間が増加する要因の一つである
- 充実していると感じている教員がいる一方で、約49%の教員が負担に感じている

取組の方向性

持続可能な部活動の実現のため、適正な運営や効率的・効果的な活動のあり方の検討、部活動の地域連携や地域展開等の推進

取組

- 部活動の活動時間見直しによる時間外在校等時間の縮減
- 平日部活動における地域連携の推進
- 休日部活動における地域展開の推進

働きやすい環境の整備

現状

- 時間外在校等時間が1月でも80時間を超えた職員数は減少傾向にあるが、依然として多く、精神疾患による病気休職者の割合が全国平均より高い

取組の方向性

教職員の健康を守りいきいきと笑顔で子どもたちと向き合うため、メンタルヘルス対策等、働きやすい環境整備の推進

取組

- 入学式の実施日見直しによる準備期間の確保
- 施設、設備等の管理業務の負担削減
- こころとからだの健康管理

策定後のスケジュール

- ・本指針の実行期間は、第4期未来をつくる堺教育プランと同じ5年間とし、毎年、進捗状況を総合教育会議で報告する
- ・2年間で終了した時点で取組内容を整理し計画を更新する



(※) 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和7年文部科学省告示第114号)